



つながり

広陵町人権啓発活動推進本部
 広陵町人権教育推進協議会
 広陵町人権教育研究会

毎月11日は
 「人権を確かめあう日」



上のロゴは、差別と人権問題に取り組む、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会（以下「啓発連協」という。）のホームページに掲載されているものです。

「啓発連協」では、1965年8月11日に「同和对策審議会」答申が出された日を記念して、毎月11日は「人権を確かめあう日」と定め、「11」を「1（ひと）1（ひと）」と読みかえ、「人は等しい」と考え、人権を考える大切な日としています。そして、7月を「差別をなくす強調月間」に定めています。

そうした中、世界的流行を引き起こしている新型コロナウイルスの予防や対策のため、人々の生活や環境が急激に変化しています。ウイルスの感染拡大を受け、2020年に開催予定であった東京オリンピック・パラリンピックは延期になりましたが、「オリンピック憲章」の「オリンピズムの根本原則」には、次のような文章が見られます(抜粋)。

2. オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである。
4. スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。
6. このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

このように「オリンピック憲章」には人権尊重の精神が明記されています。

私たちは、差別をなくすために、日常生活において人権に関する問題を正しく理解し、差別を差別として見抜く目と心を養い、人権感覚を磨き、行動に移していくことが大切です。毎月11日、7月の強調月間を機に、2016年施行の「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」を具現化し、差別を許さない一人ひとりの生き方を育み、すべての人の人権が尊重される「まちづくり」「ひとづくり」を、広陵町は目指したいと考えています。

奈良県「人権啓発ポスター・標語」に応募した町内からの作品

ポスターは小学生、標語は中学生の作品です。



ちよつと待て
 考えてからの
 リツイート

私色
 自分らしさを
 大切に！



広陵町では、差別のない人権尊重のまちづくりをめざして、3つの団体が人権教育の推進、啓発を行っています。

町民の皆様、その活動にご理解・ご支援・ご協力をいただくために、3団体(広陵町人権啓発活動推進本部、広陵町人権教育推進協議会、広陵町人権教育研究会)の2019年度に実施しました主な事業をご紹介します。

広陵町人権啓発活動推進本部

町長が本部長となり、行政が主体となり住民への教育及び啓発活動などをすすめています。

【 人権のつどい 】

7月30日(火)、広陵中央公民館かぐや姫ホールにおいて、～みなさんと共に考える町づくり～「人権のつどい」(法務省委託事業)を開催しました。「性的マイノリティの実情と人権」という演題で、高野山大学密教学博士・性善寺住職の柴谷宗叔(しばたに そうしゅく)さんの講演を聞きました。

柴谷さんは、大学卒業後、新聞社に就職され20数年勤められて退職。その後高野山大学大学院の修士課程及び博士課程を修



了され、同大学密教文化研究所の研究員として活動されると同時に、巡礼遍路研究会会長、園田学園女子大学講師も務められています。2018年8月には性的マイノリティの駆け込み寺として、大阪府守口市に性善寺(大徳山浄峰寺)を建立されました。2010年に大学病院で性適合手術を受けられ、戸籍・僧籍の性別も変更されました。著書も数多く、教育者・研究者・僧侶の顔を併せ持たれながら、現在広い分野にて活躍されています。

冒頭、柴谷さんは男性から女性に戸籍・僧籍を変更された自分を、どう高野山が受け入れているかを話されました。歴史的な部分で女人禁制の儀式などが残っている高野山ですが、寛容な点が多いそうです。

次に、性の定義には①生物学的性②性自認③社会的性④性的指向の4つがあると話され、最近よく耳にする「LGBTQ」について、詳しく解説されました。一言で「性的マイノリティ」と言っても、多様性があることが分かりました。電通総研が2015年に行ったLGBT調査によると、LGBT層に該当する人は7.9%あり、これは左利きの人の確率と同じだということです。ここ

数年、日本における性的マイノリティの理解を深める動きは、東京オリンピック・パラリンピック開催が関係していて(欧米のレベルに達するため)、2015年から東京都渋谷区・世田谷区や宝塚市、伊賀市などで条例制定が相次いでいます。しかし、憲法第24条により法制化に至っていないことも話されました。

その後、ご自身のこれまでの歩みを話されました。小学生の頃から性的違和感を覚え、中学・高校・大学・新聞社と進む中でも誰にも言えず、葛藤されながらの生活でした。新聞社を希望退職され、高野山大学大学院博士課程に進まれた際にカミングアウトされました。2018年に性善寺を建立されてからは、性的マイノリティの方の相談・終活プランなどの取組をされています。

最後に、自分の近くにも性的マイノリティの方がいることを認識し、性的マイノリティの方が働きやすい職場はすべての人が働きやすいなど、多様性を認め合う社会になるように、手を携えてやっていきたいと思います。

貴重なお話を聞く機会となりました。

※LGBTQとは？

- L：レズビアン。女性同性愛者。
- G：ゲイ。男性同性愛者。
- B：バイセクシュアル。両性愛者。
- T：トランスセクシュアル。トランスジェンダー。自身の身体的性と心の性が一致しない人。
- Q：クエスチョニング。セクシュアリティのアイデンティティについて未確定の人。

その他に、

- I：インターセックス。生まれながらに男性でも女性でもない性別の人。
- T：トゥー・スピリット。二つの性別を行き来する人。
- A：アセクシュアル。無性愛。
- TS、TG、TV、MTF、FTMなど多様です。

広陵町人権教育推進協議会

町内在住の学識経験者が会長となり、町内諸団体・機関で組織し、住民への人権教育の推進や啓発などを行っています。

【 第 1 回人権セミナー 】

9月13日(金)、奈良市の奈良県立同和問題関係史料センターにおいて、「すべての人が尊重される地域社会をめざして～『部落史の見直し』から考える～」をテーマに、展示室を見学し、所長の奥本武裕さん、係長の竹田祥子さん、研修員の竹中緑さんのお話を聞きました。



奈良県立同和問題関係史料センターは、同和問題に関する史料の保存

及び調査研究を行い、同和問題の解決に資することを目的に1993年に開所され、現在までに約12万点の史料を収集されています。また、調査研究の成果の普及のために刊行物の発行、史料展示、各種講座などを実施されています。

県内で部落問題についての史料が数多く発見され、それらの調査・研究を進めた結果、部落の成立における政治権力の関与の事実や劣悪な土地への強制的移住の事実などは確認できないこと、農業を営み、経済的に安定し、「草場」と呼ばれる固有の権益の存在があることなど、これまでの部落についての理解が転換され、「部落史の見直し」がなされていることを知りました。

また、差別問題を考えるとき、地域社会には「共同・共生」の場と「抑圧・排除」の場という二面性があり、日常的には共同・共生しながら、異質だとみなした存在に対しては抑圧・排除が起こる地域社会が差別を生み、今も残しているという考えを学ぶことができました。

【 第 2 回人権セミナー 】

11月26日(火)、広陵中央公民館かぐや姫ホールにおいて、町内幼稚園、こども園、小・中学校の家庭教育学級と合同開催で実施しました。「子どもの人権と女性問題」という演題で、世界人権問題研究センターで嘱託研究員としてご活躍されている源淳子さんの講演でした。

源さんは、ご自身の専門領域である「女性問題」からお話を始められました。「ジェンダー」とは、社会的・文化的につくら

れた性差で、家事・育児、労働や教育、意志決定の場への参画など、あらゆる場面でも求められるものであることや「安心・自信・自由」が人権を守ることになると伝えられました。また、結婚の問題、LGBTへの偏見・差別、DV・セクハラ・パワハラの問題について具体的なお話をされました。続いて「子どもの人権」では、児童虐待や体罰・いじめの問題を通して、聴いてくれる人の存在が必要であり、相談される親・先生・大人になることが大切であると話されました。最後に、人権尊重のキーワードとして「知る・気づく・学ぶ・仲間を作る」を挙げられました。



【 第 3 回人権セミナー 】

2月20日(木)、総合保健福祉会館さわやかホールにおいて、『「聴覚障がい者の理解のために」～手話言語条例制定までの経過とこれから～』と題して、広陵町聴覚障害者協会の四方潔さんの講演を聞きました。



四方さんは、乳児期に病気で失聴され、ろう学校・公立中学校・高等学校・大学で学ばれた後、銀行に入行、周りの理解や支えにより定年まで勤められました。

現在は、広陵町聴覚障害者協会事務局、広陵町手話奉仕員養成講座講師として地道に活動されています。

講演では、まず2019年4月に施行された「広陵町ともにはぐくむ手話言語条例」制定までの流れを伝えていただきました。その後、見える障がい・見えない障がい、聴覚障がいについて教えていただき、ご自身の生い立ちをお話されました。口話よりも手話が伝わりやすいことから、手話の体験をしました。最後に、聴覚障がい者の方とコミュニケーションをとる上で、①軽く肩をたたく②目と目を合わせて、ゆっくり話す③1対1で対話するの3つが大切であることなどを伝えられ、災害時には避難の手助けをしてほしいとお願いされました。学ぶことの多い講演会となりました。

広陵町人権教育研究会

町内の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の保育士・教職員の組織で、日々の実践を通じて子どもたちに人権教育を行っています。

【 生徒現地学習会 】

8月7日に、広陵中学校・真美ヶ丘中学校ともに全国水平社発祥の地である御所市柏原を訪れ、御所市立秋津小学校の浦一志校長先生と御所市立掖上小学校の岸本康孝先生に水平社



運動の史跡などを巡るフィールドワークの講師をしていただきました。西光寺・燕神社・水平社宣言記念碑・神武天皇社など、当時の人々の思いを感じながら見学しました。また、水平社博物館の調べ学習では、常設展のストーリーに沿いながら、全国水平社創立に至る経緯について学習し、差別



に立ち向かうことの大切さを学ぶことができました。

生徒たちはその後、現地学習会の報告会を実施し、自分たちが肌で感じたこと

や考えたことを学年生徒に伝えました。人権学習の大切さを再認識し、自分たちの身のまわりにある差別の問題としっかり向き合っていこうという気持ちを深められる報告会になりました。

なお、このフィールドワークに先立ち、両校では事前学習として西光寺の清原さんに来校していただき、2年生全員が「人の世に熱と光を」と題した講話を聞きました。

【 研究集会 】

臨床心理士の木南千枝さんを講師にお招きして、「子どもの育ちと大人の役割～事例を通して～」と題してご講演をいただきました。

私たちの目の前には、様々な理由からなかなか登校できない子ども、落ち着いて学習しづらい子ども、すぐにかっとなり手や足が出やすい子どもなど、いわゆる「困っている」子どもたちが少なからずいるのではないかと思います。その子どもたちの

行動や思いを「翻訳する」ことが大切であると訴えられました。

講演では、実際の事例を基に子どもや保護者に対する具体的な言葉がけや対処法など、今後のヒントとなることを丁寧に教えていただきました。また、どれだけ子どもたちに自己肯定感をもたせられるかが重要であるということも教えていただきました。

私たちは、講演の中で話された「ほめることの大切さ」「居場所をつくることの大切さ」を常に意識し、自己肯定感を高められるような集団づくりを目指し、日々子どもたちと向き合っていきたいと改めて感じさせられました。



ひとこと

2019年度の3団体の主な行事を紹介いたしました。現在私たちの周りにある様々な人権問題をテーマに取り上げてきました。まだまだ十分な取組には至っていませんが、一步一步確実な歩みを続けていきたいと考えています。

また、2016年には、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消推進法」「部落差別解消推進法」（いわゆる人権三法）及び「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が公布・施行されました。

また、2019年4月には「広陵町にもはぐくむ手話言語条例」も施行されました。これらの法律・条例をあらゆる機会を通じて周知と理解を深め、行動へとつながる取組も進めたいと考えています。

本年度も、広陵町人権啓発活動推進本部及び広陵町人権教育推進協議会では、住民の皆様の人権意識の向上と「人権のまちづくり」をめざしてまいります。

また、多くの皆様方にも人権を身近に感じていただけるような取組を進めてまいります。

よろしくお願ひいたします。